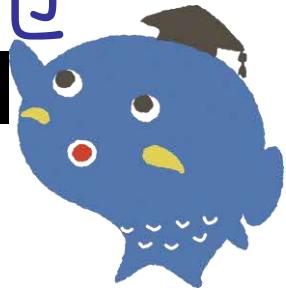


# 令和8年度 就学援助制度のお知らせ

※令和7年度に就学援助を受けている方も再度申請が必要です。

大竹市では、学用品費や校外活動費など、学校にかかる費用の援助を行っています。



## 1 搾取の対象となる方

次のア～ウのいずれかに該当する者の保護者で、下記区分1～9のいずれかに該当する方です。

- ア 大竹市立の小中学校に在学する児童及び生徒
- イ 大竹市に住所を有し、大竹市立小中学校に次年度入学を予定している児童及び生徒
- ウ 大竹市に住所を有し、他の市町村立の小中学校に在学する児童及び生徒

区分	対象となる理由	提出していただく証明書類
1	生活保護を受けている	必要ありません。
2	生活保護が停止又は廃止になった（1年以内）	
3	世帯全員の市民税が非課税である	所得課税証明書の写し
	世帯全員の市民税が減免された	市・県民税賦課決定通知書又は所得課税証明書の写し
	個人事業税が減免された	個人事業税減免通知書の写し
	固定資産税が減免された (家屋新築による減額は除きます。)	固定資産税の減免決定通知書の写し
4	国民年金の掛金が減免された <small>注</small>	国民年金保険料免除・納付猶予申請承認通知書の写し
5	国民健康保険料が減免又は徴収猶予された <small>注</small>	国民健康保険料減免等通知書の写し
6	児童扶養手当を受給している (児童手当や特別児童扶養手当とは異なります。)	児童扶養手当証書の写し
7	生活福祉資金の貸付けを受けている	生活福祉資金貸付決定通知書の写し
8	雇用保険の失業給付を受給している <small>注</small>	雇用保険受給資格者証の写し
9	経済的に就学が困難である	令和7年分 源泉徴収票の写し 令和7年分 確定申告書の写し ※世帯で所得のある方全員分が必要です。

- 注
- i 世帯に収入を得ている方がおられる場合、対象にならないことがあります。
  - ii 当制度において、「世帯」とは、住民票上同一世帯である方だけでなく、同じ住所地に住み、生計を共にされている方を含みます。
  - iii 添付書類等について、不明な点がございましたら、ご連絡ください。

## 2 申請受付 令和8年1月5日（月）～令和8年2月6日（金）

この期間以降も随時受け付けていますが、認定月が遅れる場合があります。

必要事項を記入し、証明書類を添えて、教育委員会又は就学（予定）先の学校へ提出してください。

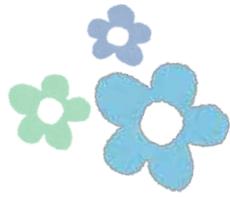
- 1 援助の対象の「ウ」に該当する方は、教育委員会に提出してください。

※証明書類の提出が難しい場合は、教育委員会へお問い合わせください。

### 3 認定通知

認定審査後、認定通知・非認定通知を申請された方へ郵送します。

**※申請内容に変更が生じた場合は、速やかに教育委員会へご連絡ください。**



### 4 援助費

内容等は変更する場合があります。下記（令和7年4月時点）を参照ください。

区分	小学校	中学校
学用品費	月々 1, 050円	月々 1, 945円
校外活動費 (宿泊なし)	実費 (1, 600円が限度)	実費 (2, 310円が限度)
校外活動費 (宿泊あり)	実費 (3, 690円が限度)	実費 (6, 210円が限度)
新入学児童生徒学用品費等	57, 060円	63, 000円
修学旅行費	実費	実費
医療費	実費	実費
学校給食費	実費	実費
オンライン学習通信費 (持ち帰り学習を実施する学年、期間のみ)	月々 1, 000円	月々 1, 000円



i 下記時期に、認定保護者の口座へ振込支給します。支給通知は行っていません。

通帳の印字は「オオタケシキヨウイクソウム」です。記帳し、確認してください。

1学期分・7月下旬～8月上旬頃 2学期分・12月下旬～1月中旬頃 3学期分・3月中旬頃

※ただし、オンライン学習通信費は、半年ずつなど別に支給される場合があります。

**オンライン学習通信費は、世帯単位での支給となります。**

ii 生活保護を受けている方は、修学旅行費・医療費のみが対象となります。

iii 新入学児童生徒学用品費等は、令和8年3月及び4月中に認定された新小・中学1年生の保護者が対象となります。

※ 令和8年2月6日（金）までに申請書を提出し、認定となった場合、この費用のみ、入学前の令和8年3月中旬頃に支給する予定です。それ以降に申請書を提出し、認定となった方には、市の定期振込日に随時支給します。詳細は、別紙「就学援助費に係る「新入学児童生徒学用品費等」の入学前支給のお知らせ」をご参照ください。

iv 医療費の対象は、学校病（トラコーマ、結膜炎、白癬、疥癬、膿痂疹、中耳炎、慢性副鼻腔炎アデノイド、齶歯、寄生虫病）に限られます。したがって、通常の病気は該当なりません。

※ 受診には医療券が必要です。後日お送りする認定通知に「医療券交付申請書」を同封しますので、教育委員会又は在籍する学校へ提出し、医療券の交付を受けてください。

v 学校納金に未納がある場合、未納額に充当する場合があります。申請書で同意の上、申請してください。

令和7年度の申請も隨時受け付けています。

お気軽にお問い合わせください。

申請書はホームページにも掲載しています。



お問い合わせ 大竹市教育委員会総務学事課教育指導係  
電話：0827-59-2185（直通です）



※ 就学援助申請書に記入された個人情報は、就学援助認定事務のために利用します。なお、提供された個人情報を適切に管理し、これ以外の目的には利用しません。